

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月11日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第3号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和2年10月26日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

令和2年8月2日午前9時45分頃、亀山市アイリス町地内において、駐車してあった車両が自然発車し、相手方のブロック塀を破損させた。

2 相手方住所及び氏名

[Redacted]

3 損害賠償の額

22,000円